◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第381号（H28.12.16）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝8件（12月9日～12月15日分）
(1)乗合バスの車内事故
(2)乗合バスの死傷事故
(3)乗合バスが二輪車の運転者をひいた事故
(4)貸切バスの火災事故
(5)法人タクシーの衝突事故
(6)法人タクシーの死傷事故①
(7)法人タクシーの転落事故
(8)法人タクシーの死傷事故②
2. トラックの「Ｇマーク」をご存じですか？～安全性評価をクリアした優良なトラックだけが表示できる「安全・安心・信頼の証」です～【新着情報】
3.道路運送法の一部改正の施行日の決定及び関係政令の閣議決定について【新着情報】
4.バス事業者における改善基準告示等に係る運用実態調査結果を公表します【新着情報】
5.事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について【新着情報】
6.ドライブレコーダーの映像の適切な管理の徹底について
7.貸切バス事業者に対する重大な行政処分の公表期間を延長します
8.貸切バス事業者に対する監査・処分の実効性の向上について
9.貸切バスの安心・安全な運行のため、運転者への指導・監督を強化します
10.貸切バスの安心・安全な運行のため、制度改正します
11.事業用自動車の運転者等の覚醒剤等の使用禁止の徹底について

◇◇◇

カ所を確認し降車する乗客がいないと思い発車したところ、少し遅れて降車しようとした当該乗客が転倒したことにより発生した模様。

(2)乗合バスの死傷事故
12月12日（月）午後7時00分頃、沖縄県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客8名を乗せ運行中、駐車車両の脇から横断してきた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。乗客に負傷者はなし。
事故は、乗合バスが道路左側の駐車車両を避け進行したところ、駐車車両の脇から歩行者が飛び出してきたため発生した模様。

(3)乗合バスが二輪車の運転者をひいた事故
12月13日（火）午後5時40分頃、大分県の国道において、福岡県に営業所を置く乗合バスが乗客2名を乗せ運行中、当該バスの横を走行中に転倒した二輪車の運転者をひいた。
この事故により、二輪車の運転者が死亡した。
事故は、当該バスの後方を走行していた二輪車が車線変更してバスの横に出たところ、前方が渋滞していたため渋滞車両との接触を避けようとバランスを崩して転倒したことにより発生した模様。

(4)貸切バスの火災事故
12月10日（土）午前４時00分頃、大阪府のレジャー施設駐車場において、静岡県に営業所を置く貸切バスが乗客25名を乗せ停車中、エンジンルームから出火した。
乗客は車外に避難し、この事故による負傷者はなし。
事故当時、バスは時間調整のため当該駐車場に駐車していた模様。

(5)法人タクシーの衝突事故
12月9日（金）午後8時51分頃、東京都の国道において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、乗客を乗せるため第3通行帯から第1通行帯に車線変更したところ、第1通行帯後方から走行してきたバン型車両と衝突した。
はずみでバン型車両が左側歩道の方向にはじき飛ばされ道路脇でタクシー待ちをしていた歩行者2名のうち1名をはねた。
この事故により、はねられた歩行者が死亡し、バン型車両の運転者が軽傷を負った。

(6)法人タクシーの死傷事故①
12月11日（日）午前1時45分頃、三重県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、道路を歩いていた歩行者をはねた。
この事故により、はねられた歩行者が死亡した。当該タクシーの乗客にケガはなし。
歩行者は、飲酒後に道路を歩いていたところ当該タクシーにはねられた模様。

(7)法人タクシーの転落事故
12月13日（火）午後7時45分頃、愛知県において、同県に営業所を置く法人タクシーが運行中、埠頭岸壁から海に転落した。
この事故により、タクシーの運転者が死亡した。
タクシーは、乗客を埠頭で降ろした後に何らかの理由により海に転落した模様。

(8)法人タクシーの死傷事故②
12月15日（木）午後4時05分頃、東京都の国道において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、交差点を左折した際、路上に横臥していた歩行者をひいた。
この事故により、歩行者が死亡した。
歩行者は、交差点上の歩道橋から転落して路上に横臥していた模様。

上記8件の死傷者数計：死亡6名、重傷1名、軽傷1名（速報値）

◇◇◇

1.概要
(1) 道路運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
本法律の施行期日を平成28年12月20日とします。
※事業許可の更新制の導入に係る規定については、本法律において平成29年4月1日から施行することとしております。

(2) 道路運送法施行令の一部を改正する政令
本法律により道路運送法第38条第1項が改正され、一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）の事業の休止又は廃止について、その30日前までに事前に届け出ることが義務づけられました。
これを受け、事業の休止の届出の受理について、権限の委任先を運輸監理部長又は運輸支局長から地方運輸局長に引き上げることとします。

2.スケジュール
公布日：平成28年12月16日（金）
施行日：平成28年12月20日（火）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000253.html

◇◇◇

重要調査対象
・トラクタ・タンクセミトレーラの横転事故（静岡県富士宮市）
・トラクタ・コンテナセミトレーラの転落事故（神奈川県足柄下郡箱根町）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000279.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-transmittal.pdf

（主な内容）
・街頭監査実施中に法令違反を確認した場合、改善されるまでは運行させません。
・営業所での監査中に違反を確認した場合、改善を確認するための監査を30日以内に行います。
改善できていなければ3日間の事業停止とし、さらに改めて30日以内に監査を行い、改善できていなければ許可取消とします。
・営業所での監査結果に基づき、バス車両の使用停止という行政処分がありますが、営業所で保有する車両数全体の8割を使用停止させます。
・輸送の安全に特に関係する「過労運転」「健康診断」「指導監督」「点呼」の違反を中心に、バス車両の使用停止のベースとなる処分日車数を引き上げます。

本年1月の軽井沢スキーバス事故を受けて設置された「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において6月3日に「総合的な対策」が取りまとめられました。
これを受け、本格的なスキーシーズンを迎える前に、悲惨な事故を二度と起こさないと決意し、貸切バス事業に関する監査基本方針と行政処分基準の改正を行います。法令違反を早期に是正させ、もし改まらない場合には、貸切バス事業から退場させる仕組みに改正します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000273.html

◇◇◇

（配信日：H28.11.18）

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。
そのうち、実施の目途が平成28年中とされている、運行管理者の必要選任数の引上げ、補助席へのシートベルトの設置義務付け等について、以下のとおり省令、告示を改正することとします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000223.html

◇◇◇

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。
よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）
＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　0120－744－960
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。
◆◆◆